

笠岡市耐震改修促進計画で別途定める事項

平成29年8月

建設部都市計画課

笠岡市耐震改修促進計画第5章(6)地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項において次の事項を別途定めます。

1 市が耐震診断の義務付け等を行う緊急輸送道路

(1) 耐震診断義務付け道路〔耐震改修促進法第6条第3項第1号〕

①義務付け道路の指定方針

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）で定めた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、第1次防災拠点（市役所庁舎）を連絡する道路を指定します。

②義務付け道路の指定

指定した道路を以下の表1及び別図1に示します。

表1 市が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

○道路の指定：平成29年（2017年）8月

○耐震診断結果の報告期限：平成34年（2022年）3月31日

路線名	区間
① 国道2号	笠岡市内の区間
② 県道34号笠岡井原線	笠岡市 西の浜駅交差点～笠岡市道金崎浜田線交差
③ 笠岡市道金崎浜田線	県道34号笠岡井原線交差～笠岡市道駅前川辺屋線交差
④ 笠岡市道駅前川辺屋線	笠岡市道金崎浜田線交差～笠岡市 市役所前交差点

(2) その他の緊急輸送道路（耐震化努力義務道路）

〔耐震改修促進法第6条第3項第2号〕

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全て（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。

参考：岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会により、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓に、地震等の災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため策定されたもの。